（文化財の登録の提案）

第五十六条　法第百八十三条の五第一項の規定により文化財の登録の提案を行おうとする認定市町村（法第百八十三条の三第五項の認定を受けた市町村をいう。以下この項及び第五十八条において同じ。）の教育委員会（当該認定市町村が特定地方公共団体である場合にあっては、当該認定市町村の長。第五十八条において同じ。）は、次に掲げる事項を記載した提案書を文部科学大臣に提出しなければならない。

一　提案に係る文化財の名称

二　提案に係る文化財が有形文化財又は有形の民俗文化財であるときは、その員数

三　提案に係る文化財の所在の場所又は所在地

四　提案に係る文化財の所有者の氏名又は名称及び住所

五　提案に係る文化財が建造物であるときは、その構造、形式及び大きさ並びに建設の年代又は時代

六　提案に係る文化財が建造物以外の有形文化財であるときは、その寸法、重量、材質その他の特徴

七　提案の理由

八　提案に係る文化財が該当すると思料する登録有形文化財登録基準（平成十七年文部科学省告示第四十四号）、登録有形民俗文化財登録基準（平成十七年文部科学省告示第四十五号）又は登録記念物登録基準（平成十七年文部科学省告示第四十六号）に規定する登録基準並びに当該登録基準に該当するものであることを示す当該文化財の特徴及び評価

九　その他参考となるべき事項

2　前項の提案書には、次に掲げる書類、図面及び写真を添えなければならない。

一　提案に係る文化財の写真

二　提案に係る文化財が建造物であるときは、その敷地及び位置並びに当該敷地周辺の状況を示す図面（通常望見できる外観の範囲を表示したものに限る。）

三　提案に係る文化財が記念物であるときは、その土地の範囲を示す図面

四　提案者が所有者以外の者であるときは、所有者の意見書

五　その他参考となるべき書類、図面又は写真

第三章　文化財保存活用支援団体の指定

（文化財保存活用支援団体として指定することができる法人に準ずる団体）

第五十七条　法第百九十二条の二第一項の文部科学省令で定める団体は、法人でない団体であって、事務所の所在地、構成員の資格、代表者の選任方法、総会の運営、会計に関する事項その他当該団体の組織及び運営に関する事項を内容とする規約その他これに準ずるものを有しているものとする。

（文化財保存活用支援団体による文化財の登録の提案の要請）

第五十八条　法第百九十二条の六第二項の規定により文化財の登録の提案をするよう要請しようとする文化財保存活用支援団体は、次に掲げる事項を記載した書類を認定市町村の教育委員会に提出しなければならない。

一　提案をするよう要請する文化財の名称

二　提案をするよう要請する文化財が有形文化財又は有形の民俗文化財であるときは、その員数

三　提案をするよう要請する文化財の所在の場所又は所在地

四　提案をするよう要請する文化財の所有者の氏名又は名称及び住所

五　提案の要請の理由

六　その他参考となるべき事項

附　則

この省令は、平成三十一年四月一日から施行する。

別記様式第1号（第1条第1項関係）

重要文化財保存活用計画に係る認定申請書

年　　月　　日

文化庁長官　殿

申請者
住　　所
氏名又は名称　　印

文化財保護法第53条の2第1項（同法第174条の2第1項において準用する場合を含む。）の規定に基づき，別紙の計画について認定を申請します。

（備考）

1　申請者が法人である場合については，「氏名又は名称」に「名称及び代表者の氏名」を記載すること。

2　用紙の大きさは，日本工業規格A4とすること。